

論点の整理及び条例策定に当たっての考え方

	論 点	条例策定に当たっての考え方（案）	想定される課題等
① 政府の動向等	<p>令和3年5月26日改正地球温暖化対策推進法が成立 → 再生可能エネルギーの導入促進に向けて、市町村が「促進区域」を設定し、事業者の事業計画を認定する制度が創設。(令和4年4月施行予定)</p>	<p>○ 本県条例の対象区域には、県として状況を把握するためにも、左記の「促進区域」を含むこととしてはどうか。</p>	<p>○ 「促進区域」も条例対象区域とする場合、特例的な取扱いが必要か。(認定ではなく届出とする など)</p> <p>【他県の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「促進区域」について規定している県はない。 ・ 元々一部の設置規制区域だけを対象としている県が2県(岡山、山梨)
	<p>「再エネ等規制等総点検タスクフォース」における関連府省庁にまたがる再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検 → 必要な規制見直しや見直しの迅速化</p>	<p>○ 風力発電等の環境影響評価制度の見直し(手続き緩和)も行われることとなり、再エネ導入の妨げとならないよう、事業者にとっての負担に配慮した制度とすることが必要か。</p>	<p>○ 条例制定に当たっては、発電所の建設等を規制することだけを目的とせず、再エネ導入の必要性も目的として盛り込むことが必要か。</p> <p>【他県の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての県が実質的に規制を設ける視点での条例となっている。

論 点		条例策定に当たっての考え方（案）	想定される課題等
② 自然環境や歴史・文化的景観等との調和	発電所等の建設に当たっての、自然環境や景観、地域の歴史・文化等との調和	○ 事業者に対して、事業計画作成に当たっては、事前に県・市町村と協議すること、また、事業計画について地元自治会への説明を義務付け、地元自治会との合意の下での再エネ導入促進を目指すこととしてはどうか。	○ 地元自治会への説明、合意形成をもって歴史・文化等との調和を図ることを達成できるか。（他にどういった手法が考えられるか。） ○ 事業計画作成・説明の義務付けに当たっては、事業者にとって環境アセス手続き（アセス対象の場合）等との重複感が生じるか。 【他県の例】 ・ 事前に事業計画の作成や地元自治会への説明を求める県が3県 （和歌山、兵庫、山梨）

論 点	条例策定に当たっての考え方（案）	想定される課題等
<p>③ 知事 の 事 業 認 定 基 準</p>	<p>作成した事業計画については、最終的に知事が事業認定することとする。</p>	<p>○ 事業者が認定申請を行うタイミングとしては、関係法令等の手続きが一定程度進捗している「工事着手前」としてはどうか。</p> <p>○ 不認定で計画を進めた場合には、経産省による FIT・FIP 認定の取消し要件となり得るため、条例上の罰則は設けないこととしてはどうか。</p> <p>○ 認定申請のタイミングは工事着手前で適切か。</p> <p>【他県の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山、兵庫では工事着手の 60 日前までと規定。 ・ 和歌山は規定はないが、認定申請に当たって 1 ヶ月間の縦覧期間等を規定。 ・ 山梨は規定はないが、あらかじめ地域住民等への説明を義務付け。 <p>○ 不認定とした場合、事業者から訴訟を提起されるおそれはあるか。提起された場合の対応や備えについてはどうか。</p>

論 点		条例策定に当たっての考え方（案）	想定される課題等
	対象となる発電施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 種別：再生可能エネルギー全般としてはどうか。（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス） ○ 規模：電気事業法上の工事計画の事前届出の範囲を踏まえ下記の規模以上と設定してはどうか。 太陽光 500kW、風力 500kW、水力 200kW、バイオマス 300kW、地熱 300kW 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象種別について、再エネ全般を対象とすることでよいか。（他県では太陽光が主） ○ 対象規模について、この考え方は妥当か。 【他県の例】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光は、全て（岡山）や 5,000 m² 以上（兵庫）など様々。 ・ 風力は 1,500kW 以上（兵庫）
	認定基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定基準については、 <ul style="list-style-type: none"> ①関係法令を遵守していること ②地元自治会等から明確な反対の意思が表明されていないこと、 ○ 関係法令に加えた新たな認定基準の設定は事業者への負担も考慮し設けないこととし、認定に際し、知事が関係市町村長から意見を聴取することとしてはどうか。 ※ 関係市町村長から反対の意思等がなければ認定することを基本としてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらかじめ事業者が関係市町村長に意見を求めた方がよいか。（認定申請時に意見書を添付） ○ 関係市町村長の意見だけではなく、必要に応じて、地元自治会等から意見を提出してもらうことも必要か。 【他県の例】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 和歌山は市町村の意見、地元自治会の意見書及び関係法令の遵守。 ・ 岡山、山梨は「災害の発生を助長するおそれがないことが明らか」等の基準を制定。 ・ 兵庫は届出のみ。

論 点	説明を義務付ける自治会の範囲、方法、時期	条例策定に当たっての考え方（案）	想定される課題等
④ 地元住民への説明	説明を義務付ける自治会の範囲、方法、時期	<p>○ 事業者は、県・市町村との協議が終了し、事業計画の案ができた段階で、地元自治会に対して説明会を開催し、説明を実施することとしてはどうか。</p> <p>○ 事業者は、説明会の説明内容、会場での地元自治会の意見、その意見に対する回答等を取りまとめたものを認定申請の際に添付することとしてはどうか。</p>	<p>○ 説明会は地元自治会に対して行うことでよいか。また、その地元自治会の範囲については、関係市町村と協議することとしてはどうか。</p> <p>【他県の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元自治会等へ説明を義務付けているのは和歌山、兵庫、山梨。 ・ 上記3県すべてが認可等の申請時に説明会の記録等を添付することを規定。 ・ なお、岡山は説明を努力義務としている。
	地元住民との合意形成	<p>○ 説明は義務付けるが、「合意形成」については、条例上は、事業者に対する努力義務規定としてはどうか。（例：合意形成を図るよう努めることとする）</p>	<p>○ 合意形成を義務付けることが望ましいと考えられるが、合意に至るまでの事業者や地元自治会の負担を考慮すれば、努力義務が適切か。</p> <p>【他県の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合意形成を義務付けている県はなく、努力義務としているのは和歌山を除く3県。 ・ 和歌山は合意形成は規定せず。